相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市西本町二丁目二六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　伊々田邦彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月二日

兵庫県尼崎市昭和南通三丁目二六番　第一松本ビル四階四〇二号　相続財産管理人　弁護士　原田　紀敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市西庄二二三番地一三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　加美　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月二日

和歌山県和歌山市十番丁九三第二ＭＹビル四階Ａ号矢田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　矢田　裕己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市皆実五丁目一七五三番地五、最後の住所広島県三原市小坂町一五五〇番地三原慶雲寮　被相続人　亡　俵　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月二日

事務所広島県福山市西町一丁目一〇番六号フジイビル三階　相続財産管理人　司法書士　髙村　昌吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐南区大町西三丁目九七六番地一、最後の住所広島市西区庚午南二丁目三七番二一―二〇三号　被相続人　亡　沖田　英二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月二日

事務所広島県中区基町一二番三号　ＣＯＩ広島紙屋町ビル六階広島シティ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　桒田　博正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県大島郡周防大島町大字浮島二八一番地、最後の住所山口県大島郡周防大島町大字久賀五〇九三番地新開団地住宅Ｆ三三　被相続人　亡　米元与志明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月二日

山口県岩国市由宇町北三丁目一番五―一号　相続財産管理人　松本　賢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市若松区西小石町一〇番、最後の住所北九州市若松区西小石町一〇番八号　被相続人　亡　糸野　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月二日

北九州市八幡西区黒崎三丁目一番七号アースコート黒崎駅前ＢＬＤＧ．四階黒崎合同法律事務所　相続財産管理人　田邊　匡彦

無縁墳墓等改葬公告

墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までに申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成三十年七月二日

一、墳墓等所在地　能美郡川北町三反田二七六
一、墳墓等の名称　三反田墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　石川県能美郡川北町三反田口六五　三反田区長　中田　仁

平成三十年七月二日

事務所広島市中区基町一二番三号　ＣＯＩ広島紙屋町ビル六階広島シティ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　桒田　博正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県大島郡周防大島町大字浮島二八一番地、最後の住所山口県大島郡周防大島町大字久賀五〇九三番地新開団地住宅Ｆ三三　被相続人　亡　米元与志明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月二日

山口県岩国市由宇町北三丁目一番五―一号　相続財産管理人　松本　賢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市若松区西小石町一〇番、最後の住所北九州市若松区西小石町一〇番八号　被相続人　亡　糸野　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月二日

北九州市八幡西区黒崎三丁目一番七号アースコート黒崎駅前ＢＬＤＧ．四階黒崎合同法律事務所　相続財産管理人　田邊　匡彦

無縁墳墓等改葬公告

墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までに申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成三十年七月二日

一、墳墓等所在地　能美郡川北町三反田二七六
一、墳墓等の名称　三反田墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　石川県能美郡川北町三反田口六五　三反田区長　中田　仁

無縁墳墓等改葬公告

墓地内整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成三十年七月二日

一、墳墓等所在地　大阪府豊中市熊野町四丁目八番一号
一、墳墓等の名称　佛眼寺霊園
一、無縁墳墓使用者死亡者の本籍、氏名及び墓地番号　本籍全て不詳　牧野家　一―ロ―八五、岸本　敏治　一―ロ―一六一、梅内　真次　一―ロ―二〇二、橋本　相作　二―ク―八八、上垣　博　二―ケ―〇六、小野　邦夫　五―ヘ―一七〇、山本　壽　六―リ―七、吉本　正一　六―ワ―八一、木村　正雄　六―ワ―八一、中村　静子　寺―西―一七
一、改葬を行おうとする者　大阪府豊中市熊野町四丁目八番一号　宗教法人佛眼寺　代表役員　岩田　文康

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成三十年七月二日

一、墳墓等所在地　島根県浜田市熱田町一六〇―一〇番地
一、墳墓等の名称　大岡家の墓
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　大岡富造　大岡シモ
一、改葬を行おうとする者　島根県浜田市熱田町一七〇―一番地　大岡　嘉美

第26期決算公告

平成30年6月29日　東京都中央区日本橋本石町1丁目2番2号

油化電子株式会社

代表取締役社長　佐藤　栄一

貸借対照表の要旨（平成30年3月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,322	流動負債	2,182
固定資産	743	固定負債	21
有形固定資産	698	**負債合計**	**2,203**
無形固定資産	24	株主資本	862
投資その他の資産	21	資本金	450
		利益剰余金	412
		利益準備金	112
		その他利益剰余金	300
		（うち当期純利益）	(349)
		純資産合計	**862**
資産合計	**3,065**	**負債・純資産合計**	**3,065**

（注）1．有形固定資産の減価償却累計額　1,856百万円
2．1株当たりの当期純利益　38,775円40銭

第56期決算公告

平成30年7月2日

東京都港区芝浦三丁目6番18号

株式会社　西　原

代表取締役　久木原　徹

貸借対照表の要旨（平成30年3月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	86,397	流動負債	110,105
固定資産	4,037,597	固定負債	59,692
有形固定資産	2,096,861	株主資本	3,954,196
無形固定資産	1,799	資本金	80,000
投資その他の資産	1,938,936	資本剰余金	3,663,289
		（資本準備金）	(3,634,884)
		（その他資本剰余金）	(28,404)
		利益剰余金	210,907
		（その他利益剰余金）	(210,907)
		（当期純利益）	(56,121)
資産合計	**4,123,994**	**負債・純資産合計**	**4,123,994**